

令和元年12月10日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和元年12月10日（火）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1.2委員会室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番			

4、欠席委員：9番 三森 一男

5、議事日程

第1 議第34号 議事録署名委員の指名に関する件

第2 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 議第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 議第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 議第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久

係長 芹 口 孝 直

係 安 方 含

事務局長

皆さん、こんにちは。

本日は、高森町農業委員会委員14名のうち13名の方が出席されておられます。高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを御報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いしたいと思います。

まずは、会長より挨拶を申し上げます。

議長

こんにちは。

年の瀬もまいりまして、忙しい中にお集まりいただき、ありがとうございます。九州のほうはいろいろな気象災害も少ない中で良かったんですが、全国的に見ますと、かなりひどい1年じゃなかったかなというふうに今感じておるところでございます。

今日の案件はそんな多くはございませんが、ひとつ慎重に御審議をいただきますようよろしく申し上げます。今日は御世話になります。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

#### 「議第34号」

事務局

高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和元年12月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長

はい。議事録署名委員の件でございますが、いかがいたしましょう。

(複数委員)

議長に一任。

議長

はい。一任ということでございますので、本日は4番の檜木野委員さんと、5番の色見委員さん、よろしく申し上げます。

#### 続きまして、「報告第9号」

事務局

農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和元年12月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらにつきましては相続の案件になりますので、事務局のほうから報告させていただきたいと思っております。

報告第9号、農地法第3条の3の規定による届出について。

内容のほうは、4ページをお開きください。

番号1、補足資料は2ページから3ページのとおりとなっております。

議長

この第9号につきまして、何か御意見ございますか。

(複数委員)

ありません。

議長 ないようでございますので、報告のとおりといたします。  
続きまして、「議第35号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和元年12月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 今日は、三森委員さんが欠席ということで、私が代理で説明をさせていただきます。  
資料のほうは6ページの1番ですね。それから、参考資料のほうは5ページということになっておりますが、これについては譲受人が既に以前から耕して管理をしていたと。そして、この度売買が成立して名義変更、所有権移転になったというような案件でございます。よろしくお願ひします。

13番委員 補足資料の5番目のところは、畑の格好が何かいびつになっているが、この図面等は、地籍調査が終わってますが、これが地積調査の結果ですか。畑の格好を見ると、何かちょっと違うかなと思って。

事務局長 この譲受人さんが以前からずっと耕作をしていたと。前々から、地籍調査後に基盤整備をされたということで、こういった形になっているということでありませう。自分に整地をされたということですね。作りやすいように真四角になっています。

議長 ほかにございませうか。  
(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございませうので、このように決定をいたします。  
続きまして、番号2番。  
2番につきましては、岡本委員さん、よろしくお願ひします。

8番委員 第35号、農地法第3条審議資料。  
番号2、内容のほうは、6ページ、7ページに記載してあるとおりでございませう。補足のほうが、7ページ、8ページ、9ページのとおりでございませう。  
11月の末に譲受人さん立ち会いのもとに現地確認をしました。もう7年、8年ほど、譲受人さんが耕作をしておるということで、譲渡人さんは、現在一人住まいで、〇〇さんがおられるんですけども、農業はもうされないということで、双方合意によりませう所有権移転となっております。よろしくお願ひします。

議長 今説明いただきましたけども、何か意見ございませうか。  
(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございませうので、このように決定をいたします。  
続きまして、番号3につきましては、4番の檜木野委員さん、よ

ろしく申し上げます。

4 番議員 議第 3 5 号、農地法第 3 条審議資料としまして、資料のほうで 8 ページの 3 番ですね。それと、補足資料は 1 0 ページ、このように  
ことでございます。

これは、何か以前に売買があったけれども、この時に抜けとった  
そうでございますので、再度お願いしたいということでございます。  
よろしく申し上げます。

議 長 登記漏れだったそうでございますので、よろしく申し上げます。  
何かございませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないようでございますので、このように決定をいたしま  
す。

続きまして、番号 4、7 番の矢津田委員さん、お願いをいたしま  
す。

それから、申し訳ありませんが、〇〇〇〇さんについては、退席  
のほうをお願いいたします。

7 番議員 議第 3 5 号、農地法第 3 条審議資料。

8 ページをお願いします。4 番です。補足資料は 1 2、1 3 ペー  
ジです。ということで、よろしく申し上げます。

議 長 これは今、作付け自体は、前のおり〇〇〇〇さんがすると。畑  
は〇〇〇〇さんがずっと管理はされてますか。

7 番議員 はい。されてます。

議 長 荒れたところじゃないみたいですね。

7 番議員 全然ないですね、今現在も。

議 長 ということだそうでございますが、何か御意見ありますか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということでございますので、4 番もこのように決定  
をいたします。

それでは、続きまして、「議第 3 6 号」

事 務 局 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和元年 1 2 月 1 0 日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 はい。これにつきましては、5 番の色見委員、よろしくお願  
いします。

5 番議員 議案第 3 6 号につきまして、説明いたします。

補足資料は 1 5 ページになります。この案件は、相続手続をして  
いる際に植林されていることが判明したとのこととあります。

内容としては、申請者の〇が生前、周辺が山林となり、耕作地に  
適さない状況のため植林されたものと思われま。このことから、  
今回、始末書を添えて転用申請をすることとあります。どうぞ御協

- 議 長 議 長 議 長
- 議 長 今、色見委員のほうからお話があったように、相続の際に、生前、〇〇が植林をしていたことが判明したということでございますが、いかがいたしましょうか。
- 8 番委員 植林されて何年ぐらい経っているんですか。
- 5 番委員 いや、具体的には聞いてませんが、ちょうど側に河川があり、もうこの15ページの資料にも確認できますがもう河川からつながった、多少傾斜地みたいなところなんです。そこなもんで、やっぱりサルとかの被害あたりもあるとじゃなかろうかと話です。イノシシとか被害あるそうです。だけん、もう本人も死んだ後だもんだけん、どういう状況かというとは全然把握出来てないということが実情です。
- 事務局長 航空写真とかで見た中でも、10年以上は必ず経っているような状況だと思います。
- 事務局 国土調査が昭和60年に行われて、そのときはまだ畑になっていました。ただ、それ以降、すぐに植えたぐらいの太さじゃないのかなというのが、結構な太さになっていました。
- 議 長 こういった案件は、植林に限らず、どこでも出てくる問題かなと思いますので、自主的に始末書を添えられて、状況もこういうことであるということであれば、いかがでしょうか。別に認めざるを得んという形になりますか。いかがでしょう。
- 12番委員 多分一緒に生活していない人だから把握はできてないと思う。これはもう仕方がない。
- 議 長 (複数委員) であれば、このように決定をしてよございませうか。
- 議 長 はい。
- 議 長 はい。では、そういうことで決定をいたします。
- 事務局 続きまして、「議第37号」  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
令和元年12月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。  
こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法に関するものがありますので、事務局のほうから報告をさせていただきます。  
まず、12ページをお開きください。  
番号1、こちらにつきましては補足資料が18ページから21ページのとおりとなっております。親子間の使用貸借契約の設定となっております。こちらは3条の農地法の期限を迎えるため、今回、来年の1月1日から10年間の契約をするものとなっております。  
続きまして、番号2、13ページから14ページをお開きください。

補足資料は、22ページから25ページのとおりとなっております。こちらにつきましても内容は全く同じでありまして、3条の契約が終わるということで、親子間の使用貸借契約をまた再度10年間結ぶものとなっております。

議長 結局、相手が変わるとかじゃなくて、もういわゆる更新みたいな形になるわけですね。

これは問題ないかと思いますが、いかがですか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。それでは、そのようにいたします。

以上をもちまして、本日の議案はすべて終わりました。

ありがとうございました。

以下余白

令和元年 12 月 10 日高森町農業委員会総会の議事録  
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高 森 町 農 業 委 員 会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員